

福山市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2021年（令和3年）11月24日

福山市監査委員	林	浩	二
福山市監査委員	山	下	清
福山市監査委員	今	岡	芳徳
福山市監査委員	岡	崎	正淳

## 2020年度（令和2年度）監査における指摘事項の措置通知

建設局 土木部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>沼隈建設産業課</p> <p>漁港・港湾使用料について</p> <p>当該事務は、県から事務委託された箱崎漁港，横田漁港，横田港及び千年港の漁港・港湾施設に係る使用の許可等に伴う使用料と，市が管理者である阿伏兎港の港湾施設に係る使用の許可に伴う使用料を徴収するものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>① 受託漁港及び受託港湾に係る使用料の算定に一部誤りがあったため，広島県漁港管理条例及び広島県港湾施設管理条例の規定の適用等について県と連携の上，適切な対応を図られたい。</p> <p>② 使用料の調定及び徴収に当たっては，使用期間を踏まえた適正な時期の収納となるよう，取り組まれたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>① 使用料の算定誤りについては，2020年度（令和2年度）内に正しい算定額に基づく適切な処理を行った。再発防止に当たっては，起案や調定の際に，運用や計算方法等の根拠やチェックリストを添付し，確認を徹底している。</p> <p>また，受託事務については，広島県の所管課に質疑や具体的事例を挙げて計算方法等を確認するなど，適正な事務処理を行っている。</p> <p>② 使用料の調定及び収納については，2021年度（令和3年度）においては，継続使用の申請について，事前に申請案内を行うことにより，適正な時期に申請を受け付け，調定，収納している。</p> <p>また，チェックリストの作成やスケジュール管理を徹底するなど，再発防止に努めている。</p>

## 2020年度（令和2年度）監査における指摘事項の措置通知

建設局 建築部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>住宅課</p> <p>住宅使用料について</p> <p>当該事務は、福山市営住宅等条例等に基づき、市営住宅等の入居者の家賃の決定、徴収、滞納整理などを行うものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>督促に当たっては、督促状の発出日及び納期限日の一部に所定の期間を超えるものが見られたため、福山市債権管理条例施行規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2021年度（令和3年度）の督促について、年間スケジュールの作成に際し、福山市債権管理条例施行規則に基づき適正な取り扱いとなるよう、主務者及び副務者で確認を行い、督促状の発出日及び納期限日が所定の期間を超えないよう是正を行った。</p>